

2016年度 水際対策1委員会 成果報告

『小口郵便ルートによる模倣品流通に関する調査研究』



2017年3月9日

中国IPG 水際対策1委員会
山口 光次郎（オリンパス（中国））

0. 委員会メンバー

No.	企業名	拠点	担当者
1	索尼(中国)有限公司 <ソニー>	北京	西田 達也
2		北京	李 海
3	佳能(中国)有限公司 <キヤノン>	北京	小澤 潤
4		北京	周 易明
5		北京	馮 文
6	尼康映像儀器銷售(中国)有限公司 <ニコン>	北京	亀原 博
7		北京	梅津 薫
8		北京	哈 麗斯
9	本田技研工業(中国)投資有限公司 <ホンダ>	北京	吉澤 克良
10		北京	日向寺 勲
11		北京	張 晶
12		北京	高 玉瑩
13	村田(中国)投資有限公司	上海	船木 由里
14		上海	藤本 直史
15		上海	代 玲

No.	企業名	拠点	担当者
16	豊田工業管理(中国)有限公司	北京	瀬口 知之
17	日立(中国)有限公司	北京	塚本 正志
18		北京	段 程松
19	富士電機株式会社	上海	日高 昇
20		北京	何 銳
21	奥林巴斯(中国)有限公司 <オリンパス>	北京	山口 光次郎
22		北京	周 楽平
23		北京	張 婕
24	愛普生(中国)有限公司 <エプソン>	広州	---
25		広州	---
26		広州	---
27	事務局 JETRO北京	北京	水落 洋
28		北京	王 瑩
29	事務局 JETRO上海	上海	江 碧清
30	事務局 JETRO広州	広州	謝 曉儀

⇒10社、延べ26名（帰任者等を含む）

1. 現状認識と課題

- インターネット取引の急速な普及・拡大に伴い、小口郵便ルートを利用した少量での輸出入行為が増加し、このルートが模倣品の全世界への拡散を助長する主要因となっていることについて、我々権利者と税関総署との間に認識の相違はない。
- 2013年施行の「税関が郵便ルートにおける知的財産権に関する案件を処理する暫行規定（以下、暫行規定）」に基づく税関独自の自主検査は不透明な点が多く、また、「情報の活用」という面からも当該差止物品輸出者について、権利者が全く感知できないことは問題であると認識している。昨年度、この点についてある地方税関に確認したところ、権利者から情報開示請求があれば対応する、との情報を得ていた。
- 「暫行規定」施行後、本メンバー企業の税関差止件数が激減している。

1. 現状認識と課題

- 「暫行規定」について、以下の事実が判明している。
 - ① 総署から得られた情報
 - ・ 地方税関における小口郵便ルートの手続きの簡素化を目的とする公文書である。
 - ・ 内部手続きの規程であり、地方税関も遵守する必要がある。
 - ② 地方税関郵便局駐在事務所から得られた情報
 - ・ 自己使用品と判断⇒物品を返還／自己使用品ではないと判断⇒立件、調査

- “実務課題解決Gr.”の活動の特徴であるフィールドワークとして、従来より、税関職員向け真贋識別セミナーを行ってきたが、かかる手法は必ずしも本テーマの方向性と合致しない可能性がある。

- 他のフィールドワークである税関総署との意見交換は、過去に本委員会活動の紹介などを通じて有意義な議論がなされており、継続開催が望ましい。

2. 調査目的及び調査研究方法

➤ 調査目的

全国の地方税関に対し、「暫行規定」に基づき処理された案件に関する情報（差止対象製品、処理状況など）の開示請求を行い、回答の有無・内容、地方税関毎の回答内容や対応のバラツキなどを検証する。更に、当該検証結果を税関総署等との意見交換のテーマとして活用する。

➤ 調査研究方法

① 各地方税関・郵便局駐在事務所への請求方法の確認、請求の実施、回答内容のまとめ

⇒請求内容：過去1年間の「暫行規定」に基づく処理案件情報の開示

② 上記回答内容に関する税関総署との意見交換会の実施

③ 小口郵便を取り扱う職員向けの真贋識別セミナーを通じた意見交換会の実施

申請函

XX 海关 XX 科:

我*** (中国) 有限公司受*** 株式会社授权委托在中华人民共和国境内办理商标权海关保护事宜。

我司在海关备案的商标为 *** 备案号 *** , 假冒品主要为***, 具有体积小价值低的特点, 很多通过行邮途径寄送。由于近年海关行邮途径实行简易程序处理, 能通知给权利人的侵犯知识产权案件数量大幅度骤减, 对此我们也高度关注, 想了解近 1 年贵关处理的行邮途径的*** 品牌假冒品的情况, 特申请查询和调取, 望予以协助。

非常感谢贵关, 我司将一如既往的全力配合贵关工作。同时恳请贵关今后继续给与我可以关照。

3. 研究に基づく成果

➤ **郵便局駐在事務所の有無 (n=42)**

- ✓ なし : 12税関
- ✓ 1つ : 26税関
- ✓ 2つ : 4税関

⇒約7割の税関が郵便局駐在事務所を有する。

➤ **暫行規定に基づく簡易処理実施状況 (n=46)**

- ✓ 簡易処理 (権利者への通知なし) : 13
- ✓ 通常処理 (権利者への通知あり) : 16
- ✓ その他 (不明など) : 17

⇒必ずしも全ての税関・郵便局駐在事務所で簡易処理が実施されている訳ではない。

3. 研究に基づく成果

➤ 情報開示請求の実施 (n=31)

- ✓ 電話 : 14 ⇒ 有効回答 : 14
- ✓ 書面 : 17 ⇒ 有効回答 : 7

⇒21税関・郵便局駐在事務所から有効回答あり。

➤ 上記有効回答の結果 (n=21)

- ✓ 案件なし : 20
- ✓ 案件開示 : 1

⇒差止年、差止製品、差止数量、仕向国、荷送人住所（省及び市）及び廃棄処理状況に関する情報を得ることができた。

4. 実務への提言

- 税関・郵便局駐在事務所に情報開示請求することにより、「暫行規定」で簡易処理された案件の情報を入手することが可能。
- 情報開示請求への対応可否、開示請求方法は税関・郵便局駐在事務所により異なるので、事前に電話で確認すべきである。
- 年度の途中で新たに開設された郵便局駐在事務所もあり、最新の状況をHPで確認すべきである。

5. 積み残された課題

- 税関・郵便局駐在事務所への開示請求により、情報が得られた案件は1件に過ぎない。税関・郵便局駐在事務所毎の回答内容や対応のバラツキを把握すべく、引き続き情報の収集が必要である。
- 税関総署との意見交換会は実現したものの、時間の関係で本テーマの議論に至っていない。
- 小口郵便を取り扱う職員向けの真贋識別トレーニング及び意見交換会は実現に至っていない。

5. 積み残された課題

- 小口郵便ルートとしては、郵便局駐在事務所経由が主なルートと考えられていたが、他のルート（空港税関等）も利用されている可能性があり調査が必要。
⇒ 【来年度新テーマ候補】
- 郵便局駐在事務所や空港税関での検査基準、業務フローなどを把握することにより、権利者から税関へのリスク情報の提供に役立つ情報が得られる可能性がある。
⇒ 【来年度新テーマ候補】
- 「暫行規定」施行後に税関差止件数が激減したことを裏付けるデータの収集、分析。
⇒ 【来年度新テーマ候補】

ご清聴ありがとうございました。